

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 保安規定）【12】
2. 日時：令和4年11月2日 13時30分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、宮本主任
安全審査官、秋本安全審査官、小野安全審査官

実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 副部長 他5名

原子力本部 原子力部 課長 他13名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他3名※

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 専任副長 他2名※

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 統括 他2名※

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名※

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 部長 他2名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長代理 他1名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 副主幹 他1名※

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和4年7月20日及び11月2日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【外部電源及び非常用ディーゼル発電機同時喪失時の要求される措置につい

て】

- 外部電源及び母線構成に関する柏崎刈羽との差異について、系統概要図を追記し、説明すること。また、柏崎刈羽の荒浜線と女川の塚浜支線を対比している理由について整理し説明すること。

【保安規定の施行期日について】

- 第2項について、使用前事業者検査終了日以降に適用するものとして、第8条（原子炉主任技術者の選任）を挙げている考え方について、先行審査実績を踏まえ整理し説明すること。
- 第3項の2号炉サプレッションプール水貯蔵タンクの削除に係る規定ぶりについて、先行実績を踏まえ整理し説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 東北電力女川原子力発電所新規制基準保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 女川原子力発電所2号炉 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（既存条文 先行BWRプラントとの比較表）
- ・ 女川原子力発電所2号炉 同一発電所における新規制基準への適合が確認されていない号炉の扱い
- ・ 女川原子力発電所2号炉 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合の考え方について（青旗作業対象設備について）
- ・ 女川原子力発電所2号炉 新規制基準適用後の施設管理について
- ・ 女川原子力発電所2号炉 燃料管理に関する保安規定上の記載について
- ・ 女川原子力発電所2号炉 設工認で抽出された運用内容整理
- ・ 女川原子力発電所2号炉 原子炉主任技術者の職務の見直しについて
- ・ 女川原子力発電所2号炉 誤操作防止に関する事項について
- ・ 女川原子力発電所2号炉 保安規定条文の主語の明確化等について
- ・ 女川原子力発電所2号炉 中央制御室外原子炉停止盤（RSS盤）に関する技術基準解釈と今後の対応について
- ・ 女川原子力発電所2号炉 外部電源の運転上の制限について

- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 可搬設備及び緊急時対策所設備等の巡視点検について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 所長、原子炉主任技術者への報告等の行為について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 保安規定の施行期日について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 原子炉起動前の確認について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 外部電源及び非常用ディーゼル発電機同時喪失時の要求される措置について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 保安規定第 48 条（格納容器内の酸素濃度）の変更について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 保安規定第 61 条（非常用ディーゼル発電機燃料油等）の変更について